

平成29年度 帯広市森林整備計画実行管理推進チーム会議

日時：平成30年2月19日（月）9：30～

場所：帯広市役所 7階 フロア会議室

会議次第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

1) 地域課題について

・ 伐採跡地の解消について 資料A

2) 森林経営計画について 資料B・参考資料

3) 森林環境税・森林環境譲与税の創設について 資料①～③・参考資料

4 その他

5 閉 会

1) 地域課題について <報告>

- ・伐採跡地の解消（平成 28 年度の調査後の作業報告と今後の進め方）

【資料 A】に基づき、進捗の報告と平成 30 年度以降の現地調査等への協力を依頼。
何月ごろが調査しやすいか？聞き取っておく。

2) 森林経営計画について

【資料 B】

森林経営計画の認定状況および施業量

- ・市域の約 80%の森林が経営計画の認定を受けている。
- ・経営計画内で平成 25～28 年度に施業（主に間伐等）を行っている森林は 15%程度。平成 29 年度の実績を加えるとおよそ 20%に達する見込み。
- ・平野部は、市有林（防風保安林）が多く、施業量も市有林が大半を占める。
- ・山岳地は私有林が約 40%を占め、施業量の約 60%が私有林で行われており、積極的な山づくりが行われている。
- ・経営計画に入っていない私有林のうち人工林は所有者 196 名、461ha で、施業経歴が全くない森林が約 70%を占める。

【参考資料】

「山づくり」平成 29 年度／十勝地域版より
森林経営計画を作成するメリットについて

- 情報の共有
- 森林組合より平成 30 年 4 月 1 日始期の新計画の進捗状況等について報告いただく
- 意見交換・情報収集
- 経営計画に入っていない私有林の人工林が「新たな森林管理システム」の適用対象となっていくことを想定している旨を説明。
- 「森林経営計画を作成するメリット」はメリットなのか？
今後の説得材料としての有効性を聞き取っておく。
 - ・・・荒川氏（指導林家）や森林組合

3) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）と新たな森林管理システムの創設

【資料①】

平成30年度税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）により
平成31年度税制改正において森林環境税および森林環境譲与税の創設が決定。

【資料②】

新たな森林管理システムの構築について
農林水産省より森林経営管理法（案）の骨子が示された（平成30年2月）。

【資料③】

森林環境譲与税に係る準備事項と想定スケジュール

【参考資料】

「民有林新聞」平成30年2月8日記事

※ 北海道では市町村に経営を委ねると表明された森林は、森林経営計画に追加して
森林整備を行う。

- 情報の共有
- 今後の事業実施体制の検討への協力を依頼
- 意見交換・情報収集
- 北海道は森林経営計画に追加して森林整備を進める考え。
意欲ある林業事業者 = 森林組合 というイメージなのか？

4 その他

- 実行管理推進チーム会議の合同開催

帯広市森林整備計画実行管理推進チーム会議 挨拶（要点）

- 帯広市内の森林整備に関するマスタープランである森林整備計画が実効性のあるものとなるよう日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。
- 森林計画制度は、林地台帳制度の創設、平成 31 年度より始まる森林環境譲与税など、大きな改革が続き、市町村に求められる役割もますます大きくなっております。今後とも皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 当課の都合で、開催が年度末となり、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。